知的所有権入門 ネットワーク時代の

インターネット上での知的

ネットワーク知的所有権研究会 弁護士 寺本振透

Shinto Teramoto 仕事: PEC00422@niftyserve.or.jp プライベート: terra@st.rim.or.jp

第3回

あんなこともこんなことも・・・ 気になりますね。

バトンタッチです

今回は松倉秀実氏からバトンタッチをして、わたくしterraの担当です。

terra は、ソフトウェアや通信関係の取引 の支援、ベンチャービジネスの支援やベン チャー向け金融の仕組みの立案を中心に仕 事をしている弁護士です。

さて、読者のみなさまは、きっと、知的 所有権(厳密には知的財産権といいます が、その話はまた後ほど…)がどうたらこ うたらと偉そうなことを言っている法律家 (ほうりつや) さんがどんな環境で仕事をし ているのか気にかかることでしょう(ネッ トワークを使ってない法律家さんが、ネッ トワーク上での知的所有権がなんじゃかん じゃとか言ってたら、凄いものがあります ものね)。

というわけで、terraの貧弱な仕事の環境をばらしてしまいましょう。

【加入しているネットワーク】

- NIFTY-Serve
- CompuServe
- ・RIMNET **(ダイアルアップ**IP**接続です)**
- 【メイン・システム】
- ・六代目ことiDX4 100MHzマシン
- ・17インチディスプレイ
- ・14,400bps モデム
- ・400dpi のコピー機兼プリンタ
- ・OS/2J2.11 とWindows 3.1 の二重プート

【サブ・システム】

・七代目ことiDX4 100MHz マシン

【サブ・サブ・システム】

・四代目こと386SX **のノート**PC

【インターネット接続環境の変遷】

・最初は...Chameleon Ver. 4.0J

- ・次には...Air Series TCP/IP for Windows Version 3.0J
- ・現在は...本誌 No.3 (1995年2月号) に 付属のIBM Internet Connection for OS/2 とIBM WebExplorer for OS/2 に 上記 Air Series の中のいくつかのアプリ ケーションを組み合わせて

[My Favorites]

ネットワーク時代にあれこれ気 になる知的所有権

さて、お喋りが過ぎてしまいました。知的所有権の中心であります著作権(連載第1回)と特許権(連載第2回)の概説を受け、今回はいろいろな法律がらみの問題がありそうだということを紹介して、次回からの個別の問題の解説につなげなければなりません。

ネットワークの上で、私たちは、数々の情報を流したり、受け取ったりします。この情報は、文章であったり、プログラムであったり、画像であったり、音声であったり、あるいは、さまざまな種類の情報を組み合わせたものであったりします。

このような情報の多くは、知的所有権の対象となっています。知的所有権というのは、一般的には、「私が創造した情報を勝手に使ってはいけません!」と主張する力なのです。そして、ビジネスの世界では、「私が創造した情報を使わせてあげるから、お金(ロイヤルティ)を払ってくださいね!」と主張する力となるのです。

だとすると、基本的なところでも、次の ようにいろんなことが気になります。

ネットワークで流されるさまざまな情 報を使いたいと思ったときに…ちょっと待 てよ、勝手に使っちゃいけないんじゃない თ?

誰が権利をもっているか、どうすれば わかるの?

権利をもっている人とどうやって交渉 して、どんな契約を結べばよいの?

ロイヤルティってどう計算するの? さらに、ネットワークを使ってビジネス を始めると、もっともっと、さまざまな疑 問がわいてくることでしょう。 たとえば...

データベースからダウンロードした情 報を別の人に流したり、上司への提案書に くっつけたりしてもいいの?

データベースを使ったときに支払うお 金って、知的所有権とどう関係するの? それとも、単に便利なサービスだからお金 を払うだけなの?

勝手によその会社の商号や商標とよく 似たドメイン名を使ったら叱られるんじゃ ないの?(商号や商標については、そのう ち解説しましょう)

どこかのWWW サーバーからダウンロ ードしたアートを個人で使ってるPC の壁紙 にしてもいいの?もし、会社のPCだった 5?

さらにさらに、ネットワークの世界にど っぷりとつかっていくと、これまでの法律 の常識に疑問をもちたくなるかもしれませ ん。それは、知的所有権の世界に収まりき らないものかもしれません。 たとえば...

そもそも「私が創造したものを無断で 使わないで下さい!」という知的所有権と、 自由な情報の流通が命のネットワークとは 相性が悪いんじゃないの?

ネットワーク上でパァーチャル・コー ポレーションを運営しようとすると、会社 法(会社の運営の基準を決める法律です。 日本では、商法の中にあります)とか外為 法(お金、技術、品物などが国境を越え て動く取引を規制する法律です)とか税法 とかは、どう適用されるの?

まだまだ疑問はつきません。

法を創るのは誰?

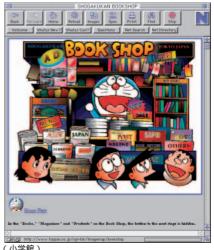
私たちは、これらのさまざまな疑問の答 えを知るために、今そこにある法律のルー ルを知り、それを具体的な問題にあてはめ なければなりません。

でも、法律のルールとは、完成されたも のではなく、動かせないものでもありませ ん。むしろ、新たなネットワーク時代の法 を創っていくのは、ネットワーク上の情報 発信者であり、受信者でもある、皆さん (と私たち)ではありませんか!今そこにあ る法律のルールも、現実の取引慣行から導 かれたものです。決して、神から一方的に 与えられたものではないのですから!

質問歓迎!

というわけで、ぜひ、読者の皆様からも いろいろど 気になること」をおよせください。 宛先はipmag-law@impress.co.jp です。

次回からは、私たちが設定した問題だけ でなく、皆様からのご質問をとりあげて、 ときには快刀乱麻、ときにはいっしょに悩 み抜くこととしましょう。



(小学館)



HOME CYBER PUBLISHING JAPAN (凸版印刷)

URL http://www.toppan.co.jp/bookshop/ bookshop.html

URL http://www.toppan.co.jp/bookshop/

WWWのホームページを雑誌などに勝手 に掲載してもいいのでしょうか? これ も「気になること」ですね。





「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

この PDF ファイルは、株式会社インプレス R&D (株式会社インプレスから分割)が 1994 年~2006 年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面を PDF 化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

http://i.impressRD.jp/bn

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の 非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先 株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部 im-info@impress.co.jp